

# 平成22年第9回新居浜市農業委員会農政部会議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成22年10月5日(火曜日) 14:30～15:37

(2) 会議の場所 新居浜市庁舎 6階 議員全員協議会室

## 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 17人

第1番	篠原修	第11番	野口徹司
第2番	神野敬二	第12番	高橋征三
第3番	鴻上孝志	第13番	藤田幸正
第4番	河端廣	第14番	藤田平夫
第5番	小野雄基	第15番	加藤良一
第7番	神野幸雄	第16番	岡田雅夫
第8番	仙波憲一	農地部会長	小野輝雄
第9番	岡田宜近	農地部会長代理	白鳥誠二
第10番	池田繁		

(2) 欠席委員 1人

桑原梅信

(3) 農政部会委員外委員 6人(農地部会委員)

高橋秀人 守谷博明

藤田奨 小野英雄

近藤司 佐々木文義

## 3 会議に出席した事務局職員

事務局長 原正英 事務局次長 岡野雄二

主幹 神野眞一 農政係長 林洋一

## 4 会議に出席した職員等

新居浜市経済部農林水産課

課長 桑野晃範

副課長 高橋利光

新居浜市経済部農地整備課

副課長 村上光昭

副課長 村尾裕

主任 高橋憲司

## 5 傍聴者 1人

大條雅久

## 6 会議に付議した事項

議案第1号 建議書への対応及び進捗状況について



## 7 議事

### 14時32分開会

藤田部会長 皆さん、こんにちは。非常に暑かった夏が過ぎ、秋らしくなってきました。農繁期真っ盛りの今、大変お忙しいことと思います。そういった中で農政部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

ます。

それでは、ただいまから平成22年第9回新居浜市農業委員会農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において鴻上孝志委員と河端廣委員を指名いたします。御両名よろしくお願いいたします。

本日は、御案内しておりましたとおり、「建議書への対応及び進捗状況について」を議題といたします。

私たちは、第20期農業委員として、現在2年2カ月が過ぎましたが、農業委員会としての大きな役割の一つに「市長への建議」があり、来年の5月には、第20期農業委員として市長に建議書を提出する予定です。

そのために当農政部会で来年の3月までに、建議書の内容を協議・検討した上、案を作成し、3月下旬の総会に提出し、決定のうえ、市長に建議する予定にしております。

昨年、11月5日に開催いたしました農政部会において建議書の進捗状況について担当課職員より説明をいただき、委員さんから意見や要望も発表してもらいました。

本日は、昨年11月以降の対応や進捗状況について説明を受け、次回から取り掛かります今回の建議書案の作成につなげて行きたいと思っております。

本日は新居浜市経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしております。ご紹介いたします。

農林水産課の桑野課長。

桑野課長

農林水産課の桑野です。よろしくお願いいたします。

藤田部会長

同じく、農林水産課の高橋副課長。

高橋副課長

農林水産課の高橋です。よろしくお願いいたします。

藤田部会長

農地整備課の村上副課長。

村上副課長

農地整備課の村上です。よろしくお願いいたします。

藤田部会長

同じく農地整備課の村尾副課長。

村尾副課長

農地整備課の村尾です。よろしくお願いいたします。

藤田部会長

同じく農地整備課の高橋主任です。

高橋主任

農地整備課、高橋です。よろしくお願いいたします。

藤田部会長

それでは、最初に第19期農業委員の建議書を事務局に説明いたさせます。

(挙手) はい。

林農政係長

どうぞ。

藤田部会長

失礼いたします。

林農政係長

第19期農業委員として、新居浜市長に提出しました建議書の内容をご説明します。

1・担い手育成確保。(1)担い手に対する支援の強化、本市の地域性に適合した独自の農業をめざし、市独自の担い手の育成対策として、認定農業者や若い農業者の育成はもちろん、今後増加が見込まれる定年退職者を含めた新規就農者を確保するための知識・技術の習得や資金の調達に関する施策の推進及び女性農業者への支

援対策を講じること。

(2) 共同機械利用者部会の強化及び法人化の推進、小規模兼業農家が大多数を占める本市農業にとって、共同機械利用者部会の活用は極めて重要であることから、組織の活性化とオペレーターの育成を図るため、同部会に対する市の助成施策とあわせて遊休農地対策としての法人化の推進を図ること。

2・地産地消と食育の推進。地域農業活性化のため農産物直売所「あかがね市四季菜広場」が開設されているが、農産物の生産・集荷等供給体制が不十分で品数が少ないなど問題点も多いことから、高齢者や女性にも取り組みやすい軽量野菜等の生産をより拡大し、本市にあった販路の拡大・多様化の促進と作付計画・集荷・返戻等が機能的に対応できる体制づくりを図ること。また、農業体験学習、学校給食への地元農産物の利活用は食農教育の効果も高いことから更なる周知・拡大に努めること。

3・農業基盤の整備。農地の維持管理に対する労働力の低下から、農地の遊休化・耕作放棄地が増加しているため、ため池や用排水路及び農道の整備に努め、営農意欲の増進による耕作放棄を未然に防ぐ施策を講じること。

4・有害鳥獣駆除対策。イノシシ、サル、カラス等の有害鳥獣による農産物への被害が頻発・増加の傾向にある。このことは、農家の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加など深刻な問題となっていることから、市独自の被害防止対策の強化を図ること。

説明は以上です。

ありがとうございました。それでは、この建議書への対応と進捗状況について、農林水産課の高橋副課長から説明をお願いします。

(挙手) はい。

どうぞ。

失礼いたします。農林水産課の高橋でございます。

建議書の順番に沿ってご説明申し上げます。

まず、1. 担い手育成確保の内、(1) 担い手に対する支援の強化についてでございます。

①の認定農業者の育成につきましては、現在、認定農業者は42名です。内、女性が4名、法人が2社となっております。昨年の当初では38名でして、男性2名、女性1名、法人が1社増加しております。

②家族経営協定の締結につきましては、家族みんなで経営参画や役割分担を行う・女性農業者の地位確立・後継者の地位の安定を目的に取り組んでおります。現在6家族で、昨年からの増加はありません。

③就農相談会の開催を行っております。平成21年度は本年の3月15日に開催いたしまして、参加者は8組9名でございました。参加された方の多くは会社員の方で、その全ての方は農地は持たれていませんでした。平成22年度につきましては、昨年度より時期を少し早めまして、2月頃に開催予定でございます。就農相談につきましては、希望があれば、農業委員会事務局や農協、愛媛県等関

藤田部会長

高橋副課長

藤田部会長

高橋副課長

係機関と調整して随時行うことといたしております。

④農業者就業促進事業といたしまして、農業大学校等への研修費借受者の返済助成を行っております。平成22年度の予算措置といたしましては12万円となっております。

⑤農業経営体活性化業務といたしまして、青色申告等の研修業務の委託、先進地研修等への支援を行っております。平成22年度の予算措置といたしましては22万2千円となっております。なお、昨年まで実施しておりました、担い手育成アクションサポート事業につきましては、事業仕分けにより、事業廃止となり国からの補助が頂けなくなりましたので、今回、農業経営体活性化業務というのを新たに取り入れて取り組んでいるところでございます。

⑥近代化資金等利子補給事業といたしまして、農林漁業振興事業資金利子補給等を行っております。平成22年度上半期取扱い件数は23件、本年度予算措置は88万5千円となっております。

続きまして、(2)共同機械利用者部会の強化及び法人化の促進についてご説明申し上げます。

①共同機械利用者部会につきましては、10部会となっております。

②オペレーター数といたしましては、昨年度と変わらず、52名です。本市では、小規模零細農家が多いことや遊休農地増加の防止策のひとつとして、共同機械利用者部会が大変重要であると認識しております。法人化のメリットといたしましては、経営管理能力の向上、後継者の円滑な確保や就農者の受け皿確保等が考えられるので、今後も農協と法人化につきまして協議していきたいと思っております。

2. 地産地消の推進と食育の推進についてご説明申し上げます。

①野菜ハウス設置事業の支援を行っております。農協が実施する野菜ハウス設置事業に助成しております。平成22年度の予算措置は165万円でございます。この事業は農協あかがね市の会員を対象といたしまして、周年栽培が可能な野菜ハウスの設置を支援し、地産地消を推進する者でございます。なお、昨年度は市内3農家にハウス設置を支援いたしております。

②地産地消推進員の雇用でございます。地産地消推進業務を本年の4月1日から来年の3月31日までの期間、地産地消推進委員2名の雇用を農協に委託いたしております。現在の契約金額といたしましては、2名の雇用で389万8千円でございます。この事業は農産物直売所であります「四季菜広場」やインショップ「あかがね市」、ならびに学校給食へ地元産農産物提供を推進する上で課題となっております集荷体制等の強化を図るため、平成21年7月から県の「ふるさと雇用再生事業」を活用し、地産地消推進員2名を新規雇用し、地産地消推進業務を実施いたしております。なお、この業務につきましては3カ年計画を予定いたしております。

③地元農産物の使用促進と食育につきましては、学校給食への農協を通じた地域農産物利用数量は、平成21年度の実績といたしまして、全体の23.1パーセントを使用いたしました。

また、新居浜市食生活改善推進協議会が実施いたしております、「新居浜市の農作物等を使用する食育と地産地消推進事業」に助成いたしております。平成22年度の予算措置は20万円でございます。この事業は、新居浜市食生活改善推進協議会という、市内に37支部・会員約800人の団体が実施する食育事業を支援いたしております。そこで行う料理教室等の食材調達に「四季菜広場」への注文を最優先してお願いいたしております。

また、各種イベントでの地元農産物の使用をお願いしております。本年は8月に東予地方局が行ないました、「小学生料理コンクール」におきまして、新居浜市で収穫された農産物を最優先して使ってくださいました。また、先月に市民文化センターで行われました2010料理教室「愛ある愛媛の旬菜を使って！！」という、男性の料理教室でも、地元の農産物を使ってくださいました。その他のイベントにつきましても、地元産の農産物を使ってくださいたいとお願いしているところでございます。

次に、学校給食の面で、学校給食栄養士と懇談会の開催を行っております。昨年8月と本年3月に行いましたけれども、随時行うことといたしております。学校給食への地域農産物の納入について課題・問題点・改善できる点などについて協議を行っているところでございます。

次に、農業体験学習への協力といたしまして、大生院営農推進会が主催し、大生院小学校5年生を対象に実施している「米作り体験活動、田植え・稲刈り・もちつき」につきまして、愛媛県東予地方局産業振興課と共に協力しているところでございます。

次に、新居浜市独自の地産地消推進マスコットキャラクター「はまっこ新鮮組」と地産地消を推進する標語“「いただきます！」今日もおいしく新居浜産”を昨年度事業で決定いたしましたので、これを活用し、今後、地元農産物の消費拡大や食育のために活用していく予定であります。平成21年度の実績といたしましては、保育園で「はまっこ新鮮組」のぬり絵活動を通じた食育が行われたという報告を受けております。平成22年度の予算措置といたしましては14万7千円でございます。本年度は、マスコットと標語を印刷いたしました。地産地消推進PR用ののぼりの作成と配布をいたしました。現在、農協の産直市ならびに食育団体に配布いたしております。また、市農林水産課使用の封筒にもマスコットと標語を印刷いたしまして、対外的に新居浜市の農産物地産地消をPRしているところでございます。

4. 有害鳥獣駆除対策についてご説明申し上げます。

①イノシシの被害状況につきましては、水稲のみの被害でございます。平成21年度は、面積にして146アール、金額にして105万6千円。平成22年度、8月末現在では、面積にして80アール、金額にして40万円となっております。

②有害鳥獣捕獲事業を行っております。平成21年度は、イノシシ78頭、さる4頭を捕獲いたしました。総事業費は56万円で

ございまして、その内県補助は20万円でございます。平成22年度につきましては、9月現在で、イノシシを79頭捕獲いたしております。本年度の総事業費は80万円で、内県補助は14万1千円の予定でございます。

③新居浜市鳥獣被害防止計画につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、平成22年3月23日に「新居浜市鳥獣被害防止計画」を県の承認を得て策定いたしました。それに基づきまして④新居浜市鳥獣被害対策協議会を平成22年5月28日に会員9名により設立いたしました。この協議会では鳥獣による被害防止対策の実施といたしまして、本年は、イノシシ捕獲機材として箱わなを20基購入しております。納入は10月中旬を予定しております。箱わなの使用・設置の流れとしましては、協議会の方から市内の3つの猟友会支部に無償貸与する。箱わなの使用者は、猟友会支部に使用申請する。猟友会支部長は内容を審査し、適当と認めれば使用を許可する。使用者が箱わなを運搬及び設置するという運びとなっております。この費用としましては、予算措置190万円全額が国の交付金となっております。

以上で農林水産課関係の説明を終わります。

藤田部会長

ありがとうございました。次に、農地整備課の方から説明をお願いいたします。

高橋主任

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

高橋主任

農地整備課 土地改良係の高橋です。よろしく願いいたします。

農地整備課からは、建議書の3. 農業基盤の整備についての説明ということで、平成21年度の土地改良事業の取り組み内容と平成22年度の新居浜市の農業予算及び土地改良事業の概要について説明をさせていただきます。

説明用の資料といたしましては、平成22年度新居浜市の農業予算及び土地改良事業概要の関係資料としてA4サイズ横のペーパー1枚と参考資料として、平成21年度の土地改良事業の実施状況の写真を用意させて頂きました。皆様のお手元に届いておりますでしょうか。それでは説明を始めさせていただきます。

まずは、ため池等整備事業でございます。この事業は老朽化し傷んだため池を新しく改修するものでございます。お手元の資料2ページに平成20年度末で事業が完了いたしました菰生旦之上にあります新田池の写真を載せておりますので、ご覧下さい。

今年度は、平成21年度から市営で事業を行っている菰生旦之上にあります柳谷上池の改修工事と、平成19年度から県営事業で整備されている菰生中谷池の改修工事を行う予定であります。資料の3ページに柳谷上池の現況写真を載せておりますので、ご覧下さい。柳谷上池の整備につきましては、平成21年度から平成23年度までの間で総額約4千6百万円の事業費により、堤体工40m他、取水施設等の整備を行うものであります。平成22年度は、堤

体工40mと、取水施設の整備を行う予定であります。一方の中谷池につきましては、県営事業で、平成19年度から平成23年度までの間で、総額約1億1千9百万円にて改修を行う予定であると愛媛県から伺っております。平成22年度につきましては、堤体工32mと、取水施設等の整備を行うと聞いております。

次に、県単独土地改良事業でございます。この事業による農道整備のイメージといたしましては、資料の4ページと5ページに現在整備中の阿島荷内農道の写真を載せておりますので、ご覧下さい。この事業は、土地改良区が管理しております、農振農用地区内の施設で、受益面積が5ha以上の農道、水路等を対象として整備を進められるものでございます。道路につきましては、原則4m以上の幅員での整備となっております。平成22年度は昨年度に引き続き阿島荷内農道において、167mの改良工事を予定しております。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業でございます。この事業のイメージといたしましては、資料6ページに平成21年度で事業を実施いたしました沢津東水路の補修工事の写真を載せておりますので、ご覧下さい。この事業は、土地改良区が管理する施設で、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、国の補助金を受けて工事を行った施設を改修することが目的となっております。平成22年度は、下泉幹線水路等で、補助対象事業費としては、450万円の改修を予定しております。

次に、市単独土地改良事業でございます。この事業のイメージといたしましては、資料7ページに水路改修の状況を、資料8ページと9ページに揚水機改修の状況を、資料10ページと11ページに原材料支給による農道補修の作業状況の写真を載せておりますので、ご覧下さい。この事業は土地改良区が管理する、農業用施設の改修に要する事業費の補助を目的として、平成22年度においては、総額6,335万円のうち、事業補助として5,985万円、原材料費の支給として350万円の、事業費補助を計画しております。特に、原材料費の支給につきましては、土地改良区を主体として、地域で農業用施設の維持管理の促進、施設の延命化を図っていただきますよう、限られた予算ではありますが、有効に利用できるよう努めていただきたいと思います。

次に、農地・水・環境保全向上対策事業ですが、この事業のイメージといたしましては、資料12ページに水路の補修の活動状況を、資料13ページに地域の景観形成としてチューリップを植えている状況の写真を載せておりますので、ご覧下さい。この事業は、平成19年度にできたものです。この事業の主旨は、農村の過疎化、高齢化、混住化の進行により、集落機能が低下し、農地、農業用水路等の適切な保全管理が困難となりつつあることから、地域ぐるみで農村環境等の保全活動に取り組む組織に対して、交付金による支援を行うものであります。平成19年から平成23年までの5カ年ということで実施されておりました、これは、農振農用地が対象となっております。新居浜市につきましては、大生院、垣生山、阿島荷内の3地区において、実施されております。

次に、国庫補助災害復旧事業、市単独災害復旧事業ですが、これにつきましては、台風等の災害により、被災した施設、農地が対象となります。国の採択基準、いわゆる国庫補助に相当する部分は、事業費が40万円以上になっております。これに満たない部分につきましては、市単独災害復旧事業として、復旧することになります。資料には書いてありませんが、農業用河川工作物応急対策事業というのが、平成20年度から実施されています。資料14ページに洪水井堰の現況写真を載せておりますので、ご覧下さい。これは県営事業でございます、角野小学校近くの国領川にあります洪水井堰の改修工事が予定されているものであります。平成20年度で調査設計が実施されておりました、平成21年度では資料15ページにありますような護床ブロックの製作を行っており、平成22年度で現地における改修工事を行う予定であると愛媛県から伺っております。

簡単ではございますが、以上で農地整備課から説明を終らせていただきます。

藤田部会長

ありがとうございます。農林水産課及び農地整備課より、建議書の進捗状況について説明していただきましたが、何か質問等はありませんか。

神野敬二委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

神野敬二委員

本年度の3月15日に就農相談会を開催したという事ですが、参加者8組9名の中で、実際に就農した方はいるのですか。

高橋副課長

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

高橋副課長

昨年来られた方が、就農したという事は聞いておりません。ただ、熱心に、農業委員会に相談に来られて相談している方はおりました。その方も、農地を借りて就農しているというところまでには至っておりません。

藤田部会長

有害鳥獣対策の中で、新居浜市で、電気柵などを使用した事例というのはありませんか。

高橋副課長

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

高橋副課長

菽生の馬淵に電気柵を使用されているのを確認いたしております。その外につきましては、私の方では把握できておりません。

神野敬二委員

(挙手) はい。

藤田部会長

どうぞ。

神野敬二委員

電気柵については、西条市大谷地区で、多く使用されているようですが、1回目は効くそうですが、2回目からは柵を越えて畑に入るそうで、あまり効果は無いそうです。電気柵を設置するより、鉄柵を長めの距離設置させるほうがいいのではないかと、聞いております。

以前行った研修先で、山全体を鉄柵で囲っているところがありましたが、そういったように、イノシシを侵入させるところを作らないのが、一番いいのではないかと思います。

ただ、それには費用もかかります。こういった時にどの程度、国から補助がいただけますか。

高橋副課長  
藤田部会長  
高橋副課長

(挙手) はい。

どうぞ。

補助の対象は、農振農用地に限られてしまうのですが、3分の1となっております。

篠原修委員  
藤田部会長  
篠原修委員

(挙手) はい。

どうぞ。

新居浜市で電気柵を使用されている方についてですが、10人ほど、個人的にされている方を知っていますが、光明寺の方では電柵をしている所はイノシシが寄り付かず効果がでており、鉄柵やトタンを設置している方はイノシシに進入されたそうです。

補助金については、私も、農林水産課などにも相談にいったのですが、個人で設置する場合には全然出ないそうです。だからといって地域的にするのも大変です。

神野敬二委員  
藤田部会長  
神野敬二委員

(挙手) はい。

どうぞ。

先程の農林水産課の説明で、イノシシの被害状況が水稻のみで、被害面積と被害金額が出ておりましたが、先日、土地改良区で把握している被害金額について、農地整備課の村上副課長に調べてもらったものがありまして、これは公のものではないのですが、今年で240万円の被害が出ているそうです。

もし、お米に被害が出ても、農業共済の方でも当てはまらないものは、認めてもらえないこともあります。イノシシが田んぼの一部だけ荒らしたものなどは、この被害額には入っていません。しかし、実際には被害が出ている訳ですから、こういった物も含め、被害がどのくらいあるのか、一度きちんと調べてみるべきではないでしょうか。

藤田部会長

農林水産課の説明にありました、被害面積や被害額というのは、我々が実際聞いているより、数字に出てくると低いです。それは、みなさんが、それなりの組織に申告していないのもあると思います。

農業共済では、被害が深刻で大きなものについては、補償してくれますが、そうでなければ全く被害の補償はありません。そうなってくると、補償も出ないならわざわざ言うて行く事も無いかとなってしまいます。他にも、阿島の方では、家庭菜園として農業をされている方の被害が多く、農業を職業にされていない分、被害の実態が表に出てこないのだと思います。また、農業共済ですと、田や果樹など、共済に掛けているものについてしか被害は分かりませんし、土地改良区にしましても、田が主で、畑の方の被害状況までは全て把握できません。しかし、それでは、被害状況の把握が出来ませんので、全ての被害を取りまとめる組織の体制作りが必要になってくると思います。

ただ、それにつきましても、対策を立てる基にはなりますが、報告された被害全てに補償が出せるわけではなく、防止柵を設置するに

しても、農振農用地で無ければ補助が出せません。

しかし、被害実態を把握するというのは、これから先の取り組みとして取り入れる事は大切な事ですので、農政部会から各関係機関に働きかけるようになっていこうかと思えます。

仙波憲一委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

仙波憲一委員 鳥獣被害に予算を組んでいますが、実態調査をして、その成果は出ているのでしょうか、イノシシなどの個体の増減はどうなっていますか。

桑野課長 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

桑野課長 イノシシの捕獲頭数は、平成18年までは40頭前後、平成19年は75頭、平成20年は90頭、平成21年度は78頭、平成22年9月末までで79頭です。ここ数年の平均は80頭弱となっております。ここで、個体数が減っているのかと言われますと、減っているとは言えません。どうしてかと言いますと、イノシシの出産が非常に多いのではないかと思います。農作物の被害につきましても、多い年、少ない年と変動しておりますので、平均すると横ばいの状態では、個体数の減少は言えません。

駆除ではなく、猟師さんが猟期として獲っているのは100頭を超えていますので、年間200頭近くは獲っているようになります。この数字の中にはウリボウも入っております。

これだけ頑張らせていただいておりますが、今のところ予算の超えた分はボランティアとなっております。

篠原修委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

篠原修委員 イノシシは夜行性ですので、夜捕獲できる箱わななどの設置も効果的だと思います。

桑野課長 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

桑野課長 箱わなにつきましても、来週納入されますので、入って来ましたら猟友会に配布し、箱わなを掛けて欲しいと要望のある所にすぐに設置できるようにお願いはしております。

ただ、箱わなを掛ける場所は、出来るだけ鉄砲で撃てない所が中心となりますので、民家の近くなどでイノシシが出ている所を優先的に設置したいと思えます。

藤田部会長 箱わななどの捕獲箱は、嗅覚の強い動物は、最初に入るでしょうが、同じ物を使っていると入らなくなるのではないのでしょうか。他の所で、実績があるから、箱わなも使うようになったのでしょうか、効果はあるのでしょうか。

神野敬二委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

神野敬二委員 効果はあると思えます。箱わなに入ってきたイノシシが大きいですと、銃で仕留めるしかなくなり、次に使用する際に匂いが残って問題がありますが、箱わなにかかるのは、大抵が小型のイノシシで

すので、生け捕る形になりますし、多少の匂いが付く位なら大丈夫だと思います。

神野幸雄委員  
藤田部会長  
神野幸雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

イノシシについての話が出ておりますが、難しいのは、果樹にしても野菜にしても、被害が出て農業共済から補償もでないので、届出されない方もおり、正確な被害状況が把握できません。

被害が大きい、小さい関係なく、イノシシが出て被害が出たということは、その地区はもうイノシシの行動範囲となっておりますので、作付してもまたイノシシに荒らされます。そうしますと、作付の意欲がなくなり、荒廃した農地が増えてきています。イノシシの行動範囲となった農地では、もう作付できないという考えが農家さんの中で定着してきています。

今、把握できている被害地域だけでなく、小さな被害が出ているところも、把握して、どういう対処をしていくのか時間を掛けでも話し合っていかなければならないと思います。

土地改良区の理事長会でもお話したのですが、農地が荒れても、水路と農道を維持していかなければなりません。水路・農道が農業の一番の根源ですので、ここがイノシシの被害に遭い、潰されてしまいますと、農業をしたいと思ってもどうにもなりません。

水路・農道につきましては、材料支給で各土地改良区で責任を持って管理して、どんな状況でも、いつでも使えるようにしておかなければならないと思っております。

ただ、個人で石積みなどをして造ったあぜ道などは、もしイノシシなどに壊れてしまっても、土地改良区の公費で補修する事はできませんので、鳥獣被害の一つとし、災害の一種として取り扱えないでしょうか。

今、鳥獣害被害を防止する為に猟友会の方が動いてくれたり、箱わなを設置できるようにしてくれたりしていますが、補助金がでてるのは防止策となるものだけでして、被害を受けている所の補修には補助金が一切出ていない状況です。しかし実際に受けている被害は小さくありませんので、こういった被害個所の補修等についても、これから行政の方でもどうしていくのか、考えて頂きたいと思えます。

小野輝雄委員  
藤田部会長  
小野輝雄委員

(挙手) はい。

どうぞ。

今年、イノシシの被害に遭い、耕作しなくなれば、そこは次の年には耕作放棄地となり、イノシシの被害の数に入らなくなってしまいます。そういった農地がたくさんあります。

藤田部会長

新居浜市で、地目が田畑になっているところが約1,500ヘクタールあり、その内の田が870ヘクタールあります。そういった中で、被害があるから耕作を放棄した農地がたくさんあります。

しかし、今は被害データが不確かですので、関係機関に働きかけて、一緒に調査するなど、まず被害データを確かなものにしていく必要があります。それから、我々、農政部会員はそのことを基に、

どうして行くのか話合い、各関係機関に働きかけていかなければならないのではないかと思います。

岡田雅夫委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

岡田雅夫委員 建議書の進捗状況を見て、行政のお金が建議書に対して思ったよりあてられていました。ただ、条件に合わないところには全く補助金が出ませんので、せっかくあてられた補助金も使われないままになっております。

年々、降りてくる補助金の額も少なくなりますし、条件のハードルは高くなり、新居浜市の様な農業形態では厳しくなる一方です。

次に建議書を書くにあたり、どういったら、補助金が効果的に使えるようになるのかを専属で勉強する機関を設けてはどうかと思います。

神野敬二委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

神野敬二委員 先日西条に行っていた資料を見ていますと、平成21年度の県の予算の内、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業など支援事業で使われなかった補助金の金額が約4億7千万あります。また、引受農家支援等事業でも約3千7百万近く残っており、何かに使えないかという話が以前でていました。

補助金ですので、農振農用地が対象ではあると思いますが、金額が多いですので、どうにかこういった補助金を使う事はできないのでしょうか。

高橋副課長 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

高橋副課長 国・県の補助金というのは現在、農振農用地を優先的に行うものであります。先日県の会議に行った際に、農振農用地に限るという条件を除けてくれないかと要望しております。

岡田雅夫委員 (挙手) はい。

藤田部会長 どうぞ。

岡田雅夫委員 新居浜市のような農振農用地ですと、補助金をもらえる程のスケールになりません。国や県から、補助金が降りる条件が提示されても補助を受けることが出来ないのが新居浜市の農振農用地です。

藤田部会長 先程岡田委員さんが言われたように、我々で来年5月に出す建議書を作成しなくてはなりません。今日の部会は、今までの建議書の内容やそれに対しての進捗状況の説明をしていただきました。

来月の農政部会から、実際に、どういう内容を建議するかについて協議したいと思いますので、委員さんそれぞれで意見をまとめておいていただきたいと思います。

来年の3月までに建議書を作成しますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、農林水産課の糸野課長さん、高橋副課長さん、農地整備課の村上副課長さん、村尾副課長さん、高橋主任さんには、農政部会に御出席いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、平成22年第9回新居浜市農業委員会農政部

会を閉会いたします。  
御協力ありがとうございました。

15時37分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により  
ここに署名する。  
新居浜市農業委員会農政部会

部会長

委員

委員